

業務委託仕様書

1. 委託業務名

仙台市消費生活センター普及啓発用映像制作及びPR業務

2. 目的

消費生活に関するトラブルの相談窓口として、当センターの業務について幅広い年代に周知を図るほか、民法改正による成年年齢引き下げに伴い、消費者被害の増加が懸念される若年層への啓発を目的とする。

3. 履行期間

着手日から令和4年3月31日(木) (PR期間を含む)

4. 委託業務内容

(1)普及啓発用映像制作

①内容

ア 仙台市消費生活センターの業務内容 1本(対象:全年代向け)

イ 若者向け消費者トラブルの事例 1本(対象:若年層向け)

上記映像を、企画提案書において2本ずつ提案し、契約に至った場合は、内容検討後に各1本制作を行う。

②映像仕様

ア 映像時間 1本あたり 15秒以内

イ ナレーション及び音響付きとする。

ウ ①ア、イどちらにも仙台市消費生活センター窓口と相談ダイヤルの案内を含める。

エ ①イについては当センターから提示する事例の内、数点を使用して制作する。

事例)・マルチ商法

・無料商法

・架空請求や不当請求

・デート商法

・ネット通販のトラブル

・サイドビジネス商法

③活用方法

仙台市ホームページへの掲載や当センターのYouTubeへの配信を行う。

④その他

プロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市消費生活センターと十分協議を行った上で内容を決定し、制作を行う。内容は目的に沿った範囲内であれば自由提案とする。

(2)上記映像を使用した PR の企画・実施

①内容

制作した映像による広告媒体を使用した PR 業務の企画・実施
(仙台市ホームページへの掲載や当センターの YouTube 配信を除く)
制作した映像を使用し、それぞれの対象向けに効果的な手法及び
エリアにおいて実施すること。

②期間

映像完成後から令和 4 年 3 月 31 日(木)まで

5. 成果品

映像について、MP4 形式のデータおよび DVD 等へ書き込みしたものを
成果品として消費生活センターへ納品する。

内訳：(1)アのみ書き込みしたもの×3 枚

(1)イのみ書き込みしたもの×3 枚

(1)ア・イ両方書き込みしたもの×3 枚 合計 9 枚

6. 履行方法

- (1) 受注者は本業務履行に当たり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。
- (3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、その指示を受けること。

7. 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用承諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

8. その他

成果物を譲渡もしくは改変して利用してはならない。ただし、仙台市消費生活センターの承諾がある場合はこの限りではない。